

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管事業場の変更届出書

平成 年 月 日

高松市長 殿

届出者
住 所
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
資本金の額又は出資の総額
従業員数
業 種

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第5条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業場を変更したので届け出ます。

①変更前の事業場

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		

②変更後の事業場

事業場の名称		特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	
事業場の所在地	電話番号		

(裏面)

②移動したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量 (単位)	廃棄物の型式等					区分	移動年月日	変更前の事業場の 名称及び所在地	変更前の事業場 における番号	参考事項
			製造者名	型式	製造番号等	製造年月	容量等					
								高濃度				
								低濃度				
合計												

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る事業場を変更した日から10日以内に、変更前の事業場の所在地を管轄する都道府県知事及び変更後の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に提出すること。
 - 「廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例：高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。)
 - 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにそれぞれ先頭に「変更年度の元号数-」を加えた整理番号(平成13年度に変更した場合の例：13-001)を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。
 - 「量(単位)」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」の欄には、高圧トランス等の銘板に記載されている「製造者名」、「型式」、「製造番号」、「製造年月」及び「容量等」を記入すること。
 - 「区分」の欄には該当するものに○印を付すこと。なお、「低濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称であり、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。また、「高濃度」とは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物の略称である。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の区分が判別できない場合は「参考事項」の欄に「区分不明」と記入すること。
 - 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他保管の状況を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例：「屋内で保管」「絶縁油を抜いたもの」「PCB濃度△mg/kg」)
 - 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにその量の合計を単位とともに記入すること。
 - その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
 - 都道府県知事が定める部数を提出すること。

(別添1)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物保管物等の写真

整 理 番 号	
近 景 写 真	
遠 景 写 真	

※ 近景写真は、保管等のポリ塩化ビフェニル廃棄物等が確認できる写真。
遠景写真は、上記の廃棄物等の保管容器、保管場所等が確認できる写真。

(別添2)

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第8項に規定する当事業所の「特別管理産業廃棄物管理責任者」及び同法施行規則第8条の17に規定する「特別管理産業廃棄物管理責任者」の資格については次のとおりです。

1 特別管理産業廃棄物管理責任者

事業場名

所属

職名・氏名

電話番号

2 資格の区分

次のうち、該当するものに○をしてください。

- 次の資格区分に該当する場合は、卒業証明書(大学、短期大学、高等学校等が発行)及び職歴証明書(事業者の証明)を添付してください。
ただし、「ク」の場合は、職歴証明書のみを添付してください。
 - ア 大学(旧制大学を含む。)の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学(旧制大学の土木工学を含む。)若しくは化学工学の科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
 - イ 大学(旧制大学を含む。)の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
 - ウ 短期大学、高等専門学校(旧専門学校を含む。)の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校の土木工学を含む。)若しくは化学工学の科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
 - エ 短期大学、高等専門学校(旧専門学校を含む。)の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
 - カ 高等学校若しくは中等教育学校(旧中等学校を含む。)の土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
 - キ 高等学校若しくは中等教育学校(旧中等学校を含む。)の理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
 - ク 10年以上廃棄物処理に関する技術上の実務に従事経験有り
- 次の資格区分に該当する場合は、講習会修了証のコピーを添付してください。
 - ア 平成12年度まで行われていた「厚生(環境)大臣認定 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会」を受講し修了
 - イ 平成13年度5月から行われている「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を受講し修了